

町田市「広報まちだ」に掲載する広告の取扱基準

第1 趣旨

この基準は、町田市有料広告掲載取扱要綱（2004年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、町田市（以下「市」という。）が発行する「広報まちだ」（以下「広報」という。）への有料広告（以下「広告」という。）掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 掲載する広報

広告を掲載する広報は、毎月1日、15日に発行する定期発行号とする。

第3 広告掲載の位置

広告を掲載する位置は、広報の最終ページ最下段とする。

第4 広告の掲載枠の規格等

広告の掲載枠は、縦4.2cm×横8.0cmを1枠の基本単位とし、申込単位は最大2枠とする。

第5 広告掲載料

広告掲載料は、1号1枠につき50,000円とする。

第6 広告を掲載しようとする者

広告を掲載しようとする者は、別表1に掲げるものを除く事業主とする。

第7 掲載する広告

掲載する広告は、広報紙の公共性及び品位を保てる広告とし、要綱に定めるもののほか別表2に掲げるものを除く。

第8 広告の募集

広告の募集は、原則として広報紙等により公募するものとする。

第9 広告掲載の申し込み

広告を掲載しようとする者は、指定された様式の申込書に広告原稿その他市長が必要と認める書類を添えて、期日までに市長へ提出しなければならない。

第10 広告掲載の決定

- 1 市長は、第9の規定により申込みがあったときはその内容を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 前項の規定による審査に当たり、特に必要と認めるときは、政策経営部契約事務適正化委員会に検討させることができる。
- 3 掲載可となった広告が枠数を上回った場合は、要綱第4に規定する優先順位により、掲載広告を決定する。なお、同順位のもので枠数を上回った場合は、抽選により掲載広告を決定する。

第11 募集枠に満たない広告枠

募集枠に満たない広告枠については、随時先着順に申し込みを受け付けるものとし、第10の規定により広告掲載の決定を行うものとする。

第12 版下の提出

第11、第12の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、事業所名等が明記された完全版下を作成し広報原稿入校日までに提出する。

第13 事業所名等の記載

広告主は、広告に必ず事業所名等を記載しなければならない。

第14 広告掲載決定の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から広告掲載辞退の申出があったとき。
- (2) 広告主及び広告が、第6及び第7に該当しなくなったとき

第15 広告掲載料の還付

既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

第16 転貸の禁止

広告主は、広告掲載の権利を他に転貸することはできない。

第17 その他

この基準に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この取扱基準は、2006年1月13日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2006年12月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2008年2月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2008年8月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2016年11月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、2017年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 関係)	
広告主の規制業種又は業者	
1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条で「風俗営業」と規定される業種
2	風俗営業類似の業種
3	消費者金融
4	たばこ
5	ギャンブルに係るもの（公営収益事業に係るものを除く）
6	規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
7	法律の定めのない医療類似行為を行う施設
8	民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の業者

別表 2 (第 7 関係)	
掲載広告の規制内容	
1	人権侵害、名誉き損、各種差別的なもの
2	法律で禁止されている商品や、無認可、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
3	他を誹謗・中傷又は排斥するもの
4	市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
5	公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
6	宗教団体による布教推進を主目的とするもの
7	社会的に不適切なもの
8	国内世論が大きく分かれているもの